

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年7月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第1号

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程
京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を次のように改正する。

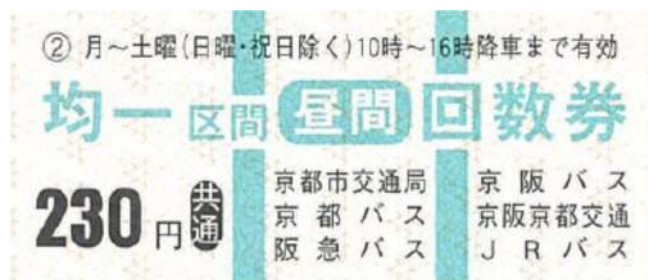
第3条第25号から第27号までを次のように改める。

(25) 昼間割引回数券

ア 120円券12枚つづり



イ 230円券12枚つづり



(26) 回数券カード

ア 10円券225枚分



備考1 乗車券として使用するために必要な記載事項以外については、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

(27) 一日乗車券カード

ア 大人用

表面

裏面

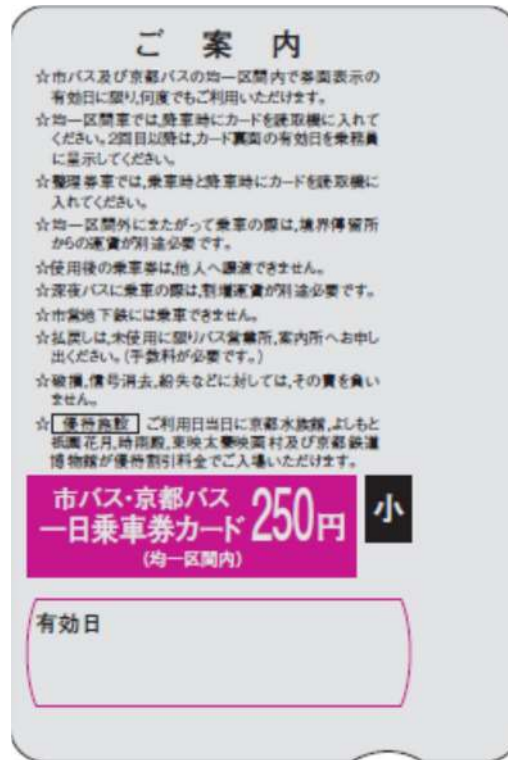


イ 小児用

表面



裏面



備考1 乗車券として使用するために必要な記載事項以外については、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車乗車券様式規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した昼間割引回数券、回数券カード、一日乗車券カードを所持する旅客は、当該乗車券を使用することができる。

(交通局営業推進室)